

(家族療養付加金)

- 第64条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。
- 2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表1に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により国または地方公共団体の負担で療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 前各項により算出された家族療養付加金の額が1,000円未満のときは、不支給とする。

附 則

(経過措置)

第1条 この規約は、平成27年4月1日（4月診療分）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる家族療養付加金の支給については、なお、従前の例による。

(過去附則)

1. 第52条の規約を第64条に変更し、また条文の一部を変更、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. 条文の一部を変更、平成19年4月1日から施行する。